

書評

西川知一 著

「近代政治史とカトリシズム」

(有斐閣、神戸法学双書 11、二一五ページ)

元 川 房 三

この書評は、できるだけ詳細な内容紹介を行なおうとしたためと、政治的カトリシズムの歴史を必要ながざり補足してみたいという筆者の意図とが重なって、かなりの長文になってしまった。それは、わが国のカトリックにとっても、また非カトリックにとっても少なからず参考になるのではないかと思っただからである。しかし、著者自身が「はしがき」の中で痛感されておられるように、このようなカトリシズムの研究は、「戦後におけるカトリシズムそのもの変化があって始めて可能となったのではないか」ということ、そしてそれだけに、「カトリシズムの政治史的な研究はまだその歴史が浅く、量的にも質的にも多くの欠陥をもっている」かもしれない。しかし、たとえその通りであっても、王政復古期から第一次世界大戦に至る約一世紀の西欧史の中のカトリシズムの展開・動向を、豊富に収集された研究文献から取材してまとめられたということは、とにかくわれわれにとってまことに有難いご労作と言うほかはなく、しかも著者が非カトリックであるだけに、特別のご苦心もあったのではないかと推察する次第である。

なお最初にお断わりしておきたいことは、引用語句や著者の筆致を土台としながらも、とくにそれに拘泥することなく、筆者自身の文体で書き上げたこと、そしてカトリシズムなる語を、カトリック信仰とその教義、さらにはこの信仰・教義を内に持つ社会的かつ政治的な動きという風に、幅広く解釈し用いているということである。

一 まえがき —— 政治的カトリシズムの源流 ——

ある日のフィレンツェで、雑談中の若者たちが飛ばした冗談「イタリアが借金で首が回らなくなったら、ウフィッツィ美術館を中身ごと売り払えば、借金を返してお釣りがくるだろう」に対して、きつとなったイタリア女性から「ウフィッツィはフィレンツェの宝、絶対に売れません。それぐらいならヴァチカンを売ります」との答が帰ってきたという（昭和五三年二月八日、朝日新聞（朝刊）『座標』より）。

脱カトリックというか、キリスト教離れというか、このような傾向が今日のヨーロッパに著しいと言われている。しかしそれにしても、ヨーロッパはキリスト教を抜きにしては捉えられないし、今日のヨーロッパ各人がそのことをどこまで自覚しているかはとにかくとして、ヨーロッパはキリスト教文化の重層の中にあることはたしかである。現代の人権意識ないし人権知識が、実はこのキリスト教文化の大きなデルタであることは、知る人ぞ知るところである。それと同時に、思想的観点からすると、ヨーロッパ近世・近代史というのは、一面カトリック離れから無神論的思潮への歴史でもあったと言えよう。

さて、前口上はこれぐらいにして、以下において、国家と教会ないしは政権と教権の関係についての基本的観念が出来上がった中世のキリスト教会史のひとこまを顧み、それによって本書の理解に資したいと思うのである。なおこれについては、一々注記しなかったが、J・マルクス著「史料基督教会史—中世史」（カトリック思想科学研究所訳）に負うところが多かったことを付言しておきたい。

教皇グレゴリウス七世（一〇七三～八五年）と言えば、非カトリック世界からは非難や誤解を受けてきた人である。しかし、この教皇が教権と帝権についての基本的観念、現代に置き替えて言えば、教会と国家（教権と政権）との関

係を知るための基礎になるものを、ようやくまとめた形で呈示したのである。大要次の通りである。

(イ) あらゆるものが創造主から人間の永遠の目的に副うよう命ぜられているのであるから、個人のみならず、社会団体も国家も宗教の要求するところにしたがって形成されなければならない。教会と国家の分離はキリスト教観念に背馳している。世俗事項が高貴かつ靈的なものの下位に就くべきは、キリスト教思想に明かなところであり、この秩序がまた全人類を各方面に亘り一致結合せしめる樞となつてゐる。

(ロ) キリスト教民は、宗教上の関係において教会という単一体を形成しているように、世俗関係にあつてもこれと軌を一にするべきである。かくて、キリスト教民は必然的に「キリスト教共和国 *Respublica christiana*」という大帝國を構成することになる。この大帝國は宗教的要素と世俗的要素とから成り立っているので、頭首も教皇とローマ皇帝という二者を戴いている。ただし、世俗事項において各キリスト教國はその独立性を少しも犯されない。

(ハ) この大帝國の兩頭首はよく提携し、扶助協力すべきである。しかし、兩者の相互關係は神の意志によって國家が教會に聽従すること、したがって教皇が一層高貴な權能の持主であると定められている。なぜなら、靈的權能は、他の王侯に対する場合と同様に、皇帝をも指導し、必要に応じてこれに忠告を与えなければならないからである。

以上の基本的觀念にしたがって、教皇と皇帝の相互の職務を要約してみると、次ぎのようなことになる。

まず、一大家族たるキリスト教世界の靈的指導者であり、この大家族の父たる教皇の職務は、(1)道徳の一般的監視役、(2)國際紛争や國內政争の仲裁役である。次に、皇帝の職務は、(1)全キリスト教世界の世俗事項を監督して外的秩序を保持し、「キリスト教共和國」の共同事業を教皇指揮下に管理する(*imperium mundi*)、(2)「教會擁護者 *advocatus ecclesiae*」であるといふことである。

さて、叙上のような基本的觀念は、もちろん、キリスト教世界觀そのものから派生しているが、同時に長い歴史經過を背景とし、それに裏付けられていることを知らなければならない。あるいは余計なことであるかもしれないが、やはりそれを概観しておきたいと思うのである。

ローマ帝国の版図内に次第にキリスト教が広まり、階級的教会組織による揺ぎない偉容が見事に形成され整えられて行く中で、とくにゲルマン民族移動期以後の西方世界では、聖職者たちはそこかしこの集落の民衆の生活救済や慰撫などで積極的な活動振りを見せ、そうしたことから勢い世俗事項にも介入せざるをえなくなっていた。その反面、教会や修道院への土地寄進や新地開拓などのために、司教層には大地主的ないし領主的性格が次第に伴わざるをえなかった。それにローマ帝国はすでに早く教皇や司教たちに幾多の特権（たとえば、犯罪調停権、獄舎と慈善事業の監督権、仲裁裁判官資格、慈善事業遺言の法定執行官資格、さらに法廷特権や庇護権のほか諸税・公課の免除など）を与えていた。ところが、ローマ皇帝が東方に去り、しかも西ローマ帝国が衰微の度を加え、官紀が紊乱するにしがって、司教たちはそれらの特権を頻繁に行使せざるをえなくなった上に、ユスティニアヌス帝のイタリア再統一の時期（六世紀五〇年代）以後、司教たちは、各州総督・都市首長の選出権、また官司退職を受理する権限さえ保有するに至ったほか、裁判権行使を監督する権限さえも附与されたのである。

こうして司教層の貴族化が進みキリスト教が弘布する中で、王領、大領主の所領、修道院領などの中に幾多の私立的な教会が設立せられるようになり、正式の聖堂区教会と混在する形となった。この種の教会でミサが立てられるのはよいとしても、この教会そのものは私有財産として取扱われ、教会への贈物はすべて地主・領主の所有に帰したほか、彼らはまた教会の建物等を聖職者に貸与してその貸与料を収納し、意のままに聖職者を任免するようになった。それだけに私立的教会を正式の聖堂区教会へ転換する努力も払われたわけであるが、それが仲々徹底するまでに行かず、逆にその悪風による汚染が広まり、聖職売買の一般化と聖職叙任権紛争の発生を導入することとなった。聖職者が独身で一代限りであるだけに、当時の社会的・政治的情況の中でその後継が重大問題となったわけである。

イタリア地方においては、半島中部を中心として各地に広がる「ペトロ世襲領」がある。これは、ローマ司教すな

わち教皇の私有地であると同時に、教皇国の国土をも形造っていたが、それはほぼ七世紀頃までに次第に出来上がったと見られている。ところで、五六八年のランゴバルト族のイタリア侵入以後の約二世紀の間は、この部族の暴威による教皇苦難の時代であった。中でもグレゴリウス一世（五九〇～六〇四年）は、その応接のために「自分はランゴバルト王とラヴェンナの太守（東ローマ皇帝代理）との仲裁役になってしまった」と溜息をつき、また多額の献金のために、「ランゴバルト族の銀方になった」と慨嘆し、さらに「そもそも教皇なるものは、牧者なのか世俗の王者なのか疑いたくなる」と述懐されたという。こうして、結局、八世紀後半のカロリング家との提携関係が開かれてくるのである。すなわち、ピピン短身王（七五二～六八年）に始まる交渉関係がそれであり、その定着を象徴するのが、レオ三世によって執行せられた八〇〇年クリスマスのフランク国王カールの戴冠式であったし、また九六二年、ザクセン家のドイツ国王オットー一世はヨハネス十二世によって帝冠を戴き、初代神聖ローマ皇帝となった。

叙上のような歴史経過を背景に持っているのがさきに述べた教皇と皇帝との関係の基本的観念であるが、この基本的観念によってさらに考えられるところは、要するに、教皇は、皇帝個人に対して道德的忠告を与え、そしてこれを通じて世俗的事項に対する善処を皇帝に期待するということ、つまり、このことは政権に対する教権の間接権の主張にほかならないことである。

しかし、一三世紀前半辺りから伸長して行く王権（中央集権体制の形成と国民国家の国造り）が、この基本的観念に対して物言いをつけるようになってくる。その現われが、教皇首位権を否定しようとする一つの反教権主義「ガリカニスム Gallicanisme」のしりとも言うべき、カペー・フランスのフィリップ四世（美王、一二八五～一三二四年）の主張である。彼は、「フランス教会の自由」を標榜し、国内の貴族、聖職者および都市の支援のもとに、教皇ボニファティウス八世に対抗的姿勢を示した。それは人文主義時代の訪れを予告する警鐘でもあったと言えよう。

二 一般政治状況と二つのカトリシズム

さて、以下においては、本書の章節の順序にしたがいながらも、全体として各国別にまとめ直すという仕方では本書を紹介することにするが、まず最初に一般的動向といったものを取上げてみることにしよう。

ナポレオン打倒後、王政復古期に入って各国に現われてきた政策傾向の一つは、啓蒙的絶対主義の立場からの「国教化政策」つまり一つの反教権主義をとる国々、いま一つはカトリック教会と同盟して反革命を進める路線たる「王冠と祭壇との同盟」をとる国々が出たことである。前者にはプロイセン、オーストリアのほか南ドイツ諸邦、それにトスカナなどのハプスブルグ系諸邦などがあり、後者にはフランスのほかサルディニア、両シチリアなどがあった。しかし、一八三〇年代に入ると、プロイセン、オーストリアなどが、前者から後者への政策転換を行なうが、別の政策転換として、自由主義路線をとることになるのがフランス、ベルギーなどであった。この自由主義的反教権主義というのは、「宗教の自由（国家と教会との分離——政教分離）」「教育の世俗化」および「結社の自由」という三つの主張を柱とするものであった。そしてこのような大勢と一般の革命的風潮の中で次第にはっきりした形をとってくるカトリシズムの対応が、大別してウルトラモンタニズム *ultramontanism* と自由カトリシズムという二つの動きであった。この二つにも各国の特殊事情にしがたがって各様の姿が見られたのである。

ウルトラモンタニズムとは、端的に言えば、教皇を中心とするカトリック教会の結集、つまりカトリック本来の姿に立ち戻ることによって、反革命路線を推進しようとする動きであった。これは、一方では妥協的な「王冠と祭壇との同盟」に対する反動であるとともに、他方では啓蒙的絶対主義の国教化政策に対する反動でもあったが、内容的に言えば、教皇の精神的權威を全面的に認めようとするカトリック教会の内的問題と、教会が世俗的権力から独立し、

国家に対して間接権を持つことを要求するという問題を含んでいたわけである。

ウルトラモンタニズムは相前後して各地のカトリックの間から現われてくるが、その動きの中心は、司教であり、司祭であったりした(たとえばフランスでは七月革命辺りから目立って活躍する司祭ラムネ)。やはり大革命とボナパルティズムによって、カトリック教会内部に変動が生じていて、それがこの動きの背景にあったのである。それについて考えられることは、第一にそれまで教会の支えとなっていた王冠を失い、教皇を残された唯一の権威として仰がなければならなくなったこと、第二に、司教座の多くが空席となり、そのため司祭たちはその指導を直接教皇に求めなければならなくなったこと、第三に、フランスではガリカニスムの、またドイツでは司教中心主義の勢力が一掃されたことなどであった。

ウルトラモンタニズムに対して、最初に好意を示した教皇がレオ十二世(一八二三〜二九年)、また最初にそれを支援しようとした教皇がグレゴリウス十六世(一八三一〜四六年)、そしてそれを教会の公式路線として採用して体系的に推進しようとした教皇がピウス九世(一八四六〜七八年)であった。しかし、ピウス九世は、即位後間もなく、政治犯の釈放を行ない、解放者、改革者として歓迎され、新ゲルフ主義の興望を担ったほどであるのに、その後急速に態度を変化させた人である。このピウス九世の態度決定に直接関係があると見られる事件に、二月革命と教皇領没収とがあったことは明かである。そして「教皇が考えるとき、神が考えているのだ」という主張さえ織込んだ「新ウルトラモンタニズム」の強い方向の中で、一八五四年の聖母無原罪懐胎宣言、一八六四年の回勅「クワンタ・クーラ Quantia cura」*と附属誤謬表 Syllabus、および一八七〇年公会議発表の教皇不可謬性宣言があった。もとより、これらのことは教義上のことであって、ここで問題とすべき事柄ではないが、われわれの関心は、十九世紀後半期の時流の中でそれらが宣言され発表されたというそのことである。実際、これらの宣言・発表が大方にそれほどにも受入れ

られず、聖職者の間にも微妙な差異が見られたほか、司教層のうち、イタリヤを除いて、フランス、ドイツでは半数にも満たなかったばかりでなく、とくに教皇不可謬性宣言については、フランスでは司教層の三分の一が、またドイツではその大部分が反対という有様であった。

さて次に、自由カトリシズムに目を向けてみよう。端的に言つて、これはカトリシズムと自由主義との和解を求めようとする立場である。その出現は早くも王政復古期に見られたが、主としてフランスとベルギーを舞台とするものであった。一八三〇年前後からのその動きの特色を眺めてみると、まずウルトラモンタニズムの立場から「王冠と祭壇との同盟」を批判し、しかも一步を進めて、自由主義者との提携によってブルボン王朝と闘おうとしたのである。その闘いの方向というのは、第一に宗教・教育・新聞・結社の自由を含むカトリック教会の自由を一般的自由の中で要求すること、第二に国家と教会との分離を要求することであった。この運動は司祭ラムネとそのグループを中心としただけに、司祭間に急速に広まったが、カトリシズムの主流となることができなかった。というのは、教皇グレゴリウス十六世と多くの司教から非難を受けたからである。しかし、自由カトリシズムは、ラムネ離脱後、二月革命で息を吹き返した。共和制を心から支持し、近代民主主義の立場に立つべしとする一派もあるにはあったが、主流は保守主義をはっきり帯びるようになった。「民主主義は、一方では専制政治と他方では革命的精神とおのづと結合することは、歴史の偉大な教訓であり、未来の最大の脅威である……近代民主主義は宗教の協力なくしてありえない」(亡命貴族の子モンタランベールの一八六三年ベルギー・カトリック大会宣言)。また、第三共和制に入つてからも君主制復活に努力した自由保守主義者でオルレアンの司教デュパンルーは、教会は国家と提携し、反宗教的宣伝から保護されなければならぬとしたが、かかる妥協的態度の司教は少数であった。しかし要するに、自由カトリシズムの基本線は教会の国家からの独立(非分離)、教育の自由を基本としつつ、公立学校への教会影響力の保持など、つまり国家の拘

東からの解放を求めつつ、同時に國家の保護を求めたのである。

三 保守主義の再編成とカトリシズムの社会的・政治的対応

十九紀中葉以降の資本主義の進展にしたがって伝統と新しい波が交錯する中で、カトリックたちの間にも、貴族、ブルジョアジー、プチ・ブル、労働者、農民という身分的・階級的差異がはっきり認められるようになってきて、これらの人々がすべてカトリックとして結集できるのかどうかという問題が出てきた。そこへ七〇年代以降の不況時代がヨーロッパを訪れる。すでに早く、急進主義や社会主義の伸長に対抗して行かねばならなかった保守主義の担い手たる貴族の大農業経営者層は、自由主義の担い手たる工業ブルジョアジーとの「農工ブロック」を形成することによって保護貿易政策を要求するようになる。こうした社会的・経済的融合のもとに、彼らは帝国主義に対しても共通の利害を抱くようになるが、このような状況の中で、保守主義の再編成とそれへのカトリックの参加という政治劇が演じられるのである。そこには、カトリシズムとナショナリズムとの抱合と、海外植民地への布教問題から発するカトリシズムの帝国主義への関心があった。

(1) フランスの場合

ブルボン王朝の復古を目指す正統主義者とオルレアン王朝の復活を目指すオルレアニスト(少数)という二つの君主主義派閥が拮抗する中で、カトリシズムとしては、この両者のいずれかに自己の政治的表現を托し、あるいは時に応じてそれと結合するということだけで、別段独自のカトリック政党を結成しようとする動きを示すことはなかった。しかし、時移って八〇年代も半ば頃になると、カトリック政党結成の動きが出てきたのである。しかし、これは実らなかった。それというのも、聖職者間にすでに述べたような不統一があった上に、指導的役割を果たさなければ

ならない聖職者の政治参加禁止が決められていたので、教会の政治介入は却って反教権主義統一に口実を与えかねないという理由があったことと、主軸となるべき貴族層が主義の上で幾派にも分れ、また地主的立場の強弱や教会・聖職者との緊密度などの利害関係で分裂的であったからである。それに、いま一つの担い手となるべきカトリック・ブルジョアジーが教会の慈善事業や布教活動に熱を入れ、そこに財産を役立てることだけで喜びを感じていたり、また中には、革命に対する恐怖からや、あるいは貴族的生活様式を取入れて行くうちにカトリックになったというような連中もいたのである。

ところが、カトリシズムの政治参加への道が開けてきた。これは、王党派と共和派の対立・葛藤の中へ軍人政治家ブーランジェの野望による旋風が吹き込み、その收拾とともに、王党派と共和派の接近を促進するという結果に基く一般的政治状況の変動に起因するものであった。時に王党派は必ずしも強固な結合にはなかったので、かねてよりその分裂を望まなかった教皇レオ十三世（一八七八～一九〇三年）は、この機会に保守主義再編成の首頭をとったのである。これは、まずその旨を受けたアルジェの司教ラヴィジュリによって表明せられたのであるが、いかなる政権もすべて神から出たもので、それに従うことが義務であること、政見は異なっても団結して、合法的手段によって立法濫用の増大と闘うことを求めるものであった（回勅「オ・ミリュエ・ヂ・ソリシテコマド Au milieu des sollicitudes」1892）。これは決してカトリック政党の結成を意味するものではなかったが、このレオ十三世の意向に刺激されて始まった動きがラリマン Ralliement と呼ばれるものである。

カトリシズムに二つの動きが現われた。一つはグルノーブルの司教ファーヴァを中心とするもので、共和制を承認しつつも、真のキリスト教的共和制のために共和派と闘おうとするもの、いま一つはバリの大司教リシャルを中心とする「キリスト教フランス同盟」で、キリスト教徒とすべての善良な人々が市民的・社会的・宗教的自由を一致して

防衛し要求するため、政治的意見はさて置き、団結することを目標とするものであった。この後者は大部分の司教の支持を得たにもかかわらず、レオ回勅にそぐわず、解散せざるをえなかった。ところが、各派寄合いの王党派に二方向への分裂騒ぎが起こり、その一方がラリエとしてラリマンに参加することになったのである。そしてこのラリマンを内閣の方針の中に活かそうとして、カトリシズムに宥和をもって臨む態度が打ち出されてきた。カジミール・ペリエ内閣（一八九三～九四年）からメリーヌ内閣（一八九六～九八年）に至る時期がそれである。国家と教会との関係は闘争よりも宥和であり、増大する社会主義の力に対して秩序と自由の側に立って闘うために、実業界と政界との緊密な結合を達成しようというわけである。ただし、カトリシズムの一部にはメリーヌ内閣の姿勢に不満を懷き、反政府態度を示す姿勢も見られたのである。

また別に「社会カトリシズム」の運動が一八七一年辺りから現われていた。それには、貴族たちを中心として一方的歎身的方式によって効果を挙げようとするもの、あるいは、経営者と労働者との一体的家族主義的組織としてのユルポラシオン構想によるものなどがあり、一部では効果を収めることもあったが、批判を受けることも多く、全体としての発展を見るまでには至らなかった。

他方では、レオ十三世の回勅「レールム・ノヴァールム *Retum novarum*」（一八九一年）によって社会問題に対する関心が高められ、キリスト教民主主義が抬頭する中で、各地に簇々労働者サークルが生まれた。一八九六年のキリスト教労働者大会では、キリスト教民主党の結成が決議されるまでになったのである。「教会の壁の中に閉じこめることは止めて、人民の中へ入って行くよう」（レオ十三世）との言葉による宗教的感激の中で、若い民主的司祭たちは、離教的労働者に接近しようとする運動を展開した。しかし、この運動は、「社会カトリシズム」と明確に区別される一面を持っていながら、これまで通りの形から抜け出すことができず、また革命的民主主義をフリーメイソンの

なものとしてその打倒をも考えていた。そして二十世紀に入ると、この運動は衰退して行ったのである。

一方、イエズス会と並ぶ大修道会アソンプション会の「正義と平等委員会」を始めとするキリスト教民主主義の諸グループがラリマン旋風を受けて結集し、一八九七年「選挙連盟」なるものが成立した。「現在のフランスでは、市民の多数は真の意味でのカトリックではない。したがって、カトリシズムは信仰を持たないものの中の善良な人々と提携する以外に自己を救いうる道はない。カトリシズムは、その信仰を擁護するためにも、近代社会の基礎となっている理想に訴えなければならぬ」と、カトリックの特権の復活を唱えずに運動を進めたのが、連盟指導者ラミー（カトリック共和派）の立場であった。参加各グループは、レオ十三世の意向やラミーの考え方に必ずしも同調したわけではなかった。というのは、第一に、君主制か共和制かの問題をなお残している時期に、共和制の明確な承認は回避すべきだということ、第二に、共和制を承認することにするにしても、共和派の反教権主義とはあくまで闘うべきだということ、第三に、社会問題に対する関心の有無やその進め方の相違が各グループの間に存在したことなどの事情があったからである。そして中でも最大の組織力を誇っていたアソンプション会とその「正義と平等委員会」は、共和派に対して常に戦闘的姿勢を保持し、レオ十三世とラミーにとって最も必要であると同時に、最も障害的な存在となっていた。

かくて、一八九八年の選挙では、ラリエとしての当選者はやや増加したものの、急進派に敗れ、新議会においてメリーヌ内閣は瓦解した。そこへ間もなく頂点に達するドレフェス事件のあふりを喰い、ラリマン崩壊が決定的となるのである。因みに、アソンプション会は、一九〇〇年、レオ十三世によって政治介入禁止措置を受けたが、その時、この措置に対して怒りと悲しみを抱かない貴族はいなかったと言われている。

ラリマン崩壊後、社会主義者の一部を容れた共和ブロックや左翼連合の勢力が優勢となり、修道会に対する規制、

教育世俗化の徹底、さらに教会財産没収・宗教予算打ち切りなどの反教権主義政策が次々打出されてくるといふカトリシズムにとって厳しい政治状況の中で、カトリック政党が成立した。一九〇一年に自由行動党として発足し、翌年人自由行動党と改称した組織がそれである。全体としてラリマンの継承と見られうるもので、左翼連合と闘う方向がどうしても避けられず、当初の期待に反して次第に少数派に成り下がって行かざるをえなかった。そのほか、アクシオン・フランセーズと結合しての抵抗運動、あるいは新たなカトリック政党結成などの試みも見られはしたが、ピウス十世（一九〇三〜一四年）の方針変更や司教団の分裂などがあって、いずれも失敗に終わったのである。

さて最後に、シオン Le Sillon という組織の経過を眺めておこう。この組織は、キリスト教民主主義とは一線を画しながらも、その中味を受継ぎ、「民衆の中へ入って行く」のではなく、「民衆になる」民主主義を強調して、一八九九年に結成された。これは着実に発展し、一九〇五年頃から政治参加の姿勢をとるようになった。シオンは、カトリック教会を右翼および反キリスト教的左翼の手から解放するという政治路線を選択し、その原則は、社会的・政治的領域において教会とかわりなく行動するという一種の政教分離方式であった。しかし、この原則を貫くことはできなかった。ということは、やがて司教が司祭のシオン参加を禁止し始めるようになり、その上、一九一〇年、ピウス十世が公式にシオン非難を行なったからである。シオンが世俗的領域に立つと言っているのは、実は教会の指示を免れるための口実にすぎず、また、シオンは道徳的諸原則に訴えて労働者を救済しようと言っているが、そういうことは本来カトリック教会の領域に属する問題で、またその政治・社会理論はカトリック公式論を採用していない、というのがその反対理由であった。そしてこのシオンは、その後間もなく、カトリック・アクシオンとして各教区ごとに再編成せられることになったのである。

② ドイツの場合

プロイセンにおける一八五二年の選挙で当選したカトリック議員（六八名）の大半は、ラインランドやウェストファールの出身であった。彼らは中間的性格のカトリック議員連盟を結成したが、カトリシズムの問題が政治面での重要性を失ったことと、軍備増強や租税負担を廻ぐる「憲法闘争」において統一行動をとることができなかったことから、次第に衰退し、この連盟は解散に追いやられた。ところが、普墺戦争（一八六六年）後、プロイセンのヘゲモニーのもとに北ドイツ連邦が成立するという状況の中で、新たにカトリック政党結成の動きが表面に出てきて、それがバーデンの人民党、バイエルンの愛国党、そしてプロイセンの中央党となって現われたのである。

中央党の成立は一八七〇年で、ウェストファーレン、ラインランドがおもな地盤であった。その綱領は、(1) 憲法で保障されている教会の自立性の確保、(2) 信仰の対等な取扱、(3) キリスト教的婚姻、(4) 宗教教育の維持、(5) 連邦制の確立、(6) 地方分権化、(7) 租税の軽減、(8) 資本と土地所有両者と労働との関係の調整、(9) 社会問題への国家的取組みなどであった。このような綱領のもとに、中央党は宗派的政党となることを意識的に避け、反自由主義的保守主義で親政府的な性格を帯びることになった。これは、中央党創設に主導的役割を果たしたウェストファーレンの貴族・官僚・聖職者たちの立場を反映したものであったが、何んと言っても、貴族政党たる色彩が強かった。ドイツ帝国の成立（一八七一年）の後、いわゆる文化闘争の過程においてバーデン人民党とバイエルン愛国党を吸収し、中央党は全ドイツ的カトリック政党に発展したのである。

中央党貴族は三グループに分類できる。まずユンカー風のシュレーゼン・グループ、次にウェストファーレンとその近隣の貴族たちで、場合によっては保守党のプロテスタント系を支持することもあるという保守主義の再編成に積極的なグループ、そして第三は、早くから土地支配権を失って個々の力も弱かったバイエルンの貴族たちで、保守主義の再編成には妨害的であったグループがそれである。なお、これらのグループのほかに、かつては神聖ローマ帝国

の直屬で、その後各分邦に編入された高級貴族たちがあったが、この連中は教会での活動に献身する程度に止まっており、それぞれドイツ帝国の軍人・官僚として適当に転身するという身の振り方であった。

ここで、カトリシズムの民衆への新たな接近について少し目を向けてみよう。

文化闘争が下火となった一八八〇年頃から三つの運動が現われてきた。一つは、資本主義的経済秩序の全面的変革を意図し、利子と高利貸、また職人・労働者などの問題を対象とするコーポラティズムである。これは後進地域における貴族を中心とする動きであったためか、それほど大きな発展を見ることはなかった。その二は、主としてプロイセン西部地区のカトリック系ブルジョアジーによる自由カトリシズムとも言える動きである。これは、資本主義の発展によって脱プロレタリアート化が非現実的な夢にすぎないことがはっきりしてきたことや、カトリック系ブルジョアジーの成長という現実を背景として、原則的には資本主義を承認しながら、同時にこれを克服するとする立場をとっていた。第三は、一八九〇年頃から出てきた社会政策派である。この動きの特色は、國家の手による社会政策実施の必要と、キリスト教労働組合の承認という点にあった。そして社会民主党と同党系の自由労働組合に対抗し、さらにカトリック労働者の約三分の一が社会民主党支持という現状を挽回することを緊急課題としていた。かくて、これらの動きのうちの第二および第三のものから生れた組織が、連合組織によるカトリック労働者協会とカトリック・ドイツ国民協会とであった。

カトリック労働者協会は、ヴィルヘルム二世の社会政策熱や回勅「レーラム・ノヴァールム」、また社会民主党と自由労働組合の発展などに刺激されて急速に成長した（第一次大戦直前の形勢は三、三六五単位、四四万九千人）。また、国民協会は中央党の附属組織で、反社会主義的性格が強く、キリスト教的社会秩序を防衛するという目標を掲げるとともに、中央党に名望家政党としての性格を維持することを可能ならしめるという機能を持っていた（一九一四年の会員

数は八〇万五千)。

以上の二組織とは別に成立するのが、中央党などの支持のもとに発展するキリスト教労働組合である。これは、一八九四年、ルール地帯の鉱山労働者の組合を皮切りとして、次第に繊維、金属、建築、運輸などの部門に結成されるようになり、一九〇一年には「ドイツ・キリスト教労働組合総連合」の成立にまで進んだ(一九一二年、組合員数三五万)。この組織の特色は、反社会主義的かつ超宗派的で、社会民主党系労働組合に対決姿勢をとることにあったが、プロテスタント系労働者は比較的少なかった。ストライキの際は、自由労働組合とともに「別れて進み、一しょに闘う」方式が成功を収めたのであるが、これは社会民主党側を利用することになるのではないかという問題から、カトリック側はこの方式に対する賛否両論が現われた。賛成はプロイセン西部の中央党とドイツ国民協会で、反対は東北部のカトリック労働者協会であった。司教たちもまた二つに分れたが、ピウス十世は回勅「シングラリ・クワダム Singulari quadam」によって一つの裁断を下し、一応はキリスト教労働組合を認めたものの、それに厳しい条件を附したのである。両派はこの回勅をそれぞれ自己流に解釈して論争を続けたが、第一次世界大戦の勃発によってようやくその終止符が打たれたのである。

さて、話を中央党に戻そう。

一八九〇年、宰相ビスマルクの退任後のカプリヴィ政府誕生の頃から、中央党の活動が目立ってくる。中央党の当初の新内閣歓迎態度が学校教育法案の不成立によって変貌し、中央党は反政府的傾向を強めることになった。その一方で、通商協定、陸軍増強計画を廻ぐり、党は分裂状態に陥った。しかし、一八九七年頃からの再度の保守主義再編成の動きの中で、中央党はドイツ保守党、帝国党、国民自由党に次いで第四党となり、保護貿易政策、植民政策、陸軍増強計画、海軍建設計画などが中央党の支持によって成立するという状況が現われた。一九〇六年、中央党は時の

ビュロー政府の植民政策を批判したことから、帝国議会解散後の選挙において「国民の敵」として議席数を減らすことになり、その結果、保守主義連合戦線から脱落、その役割は自由主義左派に取って代わられた。ところが、この反マルクス主義的かつ反ウルトラモンタニズムの多数派（ビュロー・ブロック）が、一九〇九年、相続税問題で倒れると、保守党と帝国党、それに中央党を加えた新多数派（「黒青ブロック」または「聖者と騎士との同盟」）が成立し、中央党は民主化反対の旗幟を鮮明にすることになるのである。

その後、一九一二年の選挙で大きく伸びた社会民主党や国民自由党までを容れた「大ブロック」が成立し、その民主化要求の動きの前に、「黒青ブロック」は完全に崩壊した。もともと中央党は保守主義連合戦線の主流にあったわけではなく、根強い反カトリック傾向の残存の中で、中央党はビスマルクやヴィルヘルム二世とその政府に都合よく利用されてきたにすぎなかった。そして皮肉なことに、カトリシズムを保守主義連合戦線へ接近させた中央党は、この戦線つまり保守主義の再編成に参加して行く過程で、次第にカトリック有権者の支持を失って行ったのである。

(3) イタリアの場合

ここでのカトリシズムの基本的特色は、サヴォイ・サルディニア王家とその政府の反教権主義的イタリア統一と教皇領没収問題との絡まりの中に見出される。その面からカトリシズムの行態を眺めて行くと、その一つは、新事態を承認し、その中に踏み込んで与えられた手段を活用して大義のために闘うという、つまりはカトリックが統一国家の選挙・議会活動に積極的に参加して勝利をかち取ろうとするもの（妥協派）であり、いま一つは、それとは逆に、新しい現実をすべて拒否し、信仰と教会の擁護を標榜しつつ反体制的運動を展開するというもの（非妥協派）であった。

なおここで付け加えておきたいのは、フランスその他のような自由カトリシズムではないが、統一国家建設と教会との問題に関係した動きで、一八三〇年頃から現われた司祭ロスミーニらによる運動である。これは教会問題が封建

主義に基づいていることを指摘し、信仰の発展は強制や国家の保護によって進められるべきものではなく、また教会の運営には市民の参加が認められなければならないことを主張したが、大きく伸びるまでには至らなかつた。

さて、統一国家イタリア王国成立（一八六一年）による最初の全国選挙において、旧サルディニアの非妥協派によって選挙不参加方針が打ち出されたが、この方針は、一八七〇年のローマ占領という厳しい事態に直面して、カトリシズム全体としての方針に転化することになったのみならず、その大原則にまで押し上げられた。しかも、そこにはどういうわけか面白いことに、統一国家はやがて崩壊するであろうから、それまでの間、毅然たる態度を保持していることが教皇領回復のために必要である、という判断が入っていた。それに、カトリック側に反自由主義と闘いかつ選挙運動を進めるだけの統一的体制がまだ整っていない事情もあって、右の方針・原則は、どの地方にも同じように、また末端に至るまで厳重に順守されていたというわけではなく、そしてピウス十世即位の一九〇四年には事実上解除せられるに至つたのである。

非妥協派は、イタリア統一過程で消滅して行く国々、トスカナ大公国、両シチリア・ナポリ王国その他の正統主義と結合していた。この特異な非妥協派というのは、それらの国々の貴族、旧官僚、そのほか、旧宮廷・政府によって生計を立てていた人々、あるいは新王国の中で志を得ることのできなかつた政治家たち、また多くの農民層から成っていた。このように、もともと正統主義から反発を喰つてきたカトリシズムが、正統主義と結合する運動の中で正統主義の復讐から解放されるといふ結果が生れて行つた。これを促進したのが、イエズス会とその機関紙「カトリック文化」であつたが、その中に、教会改革とイタリア統一とを主眼にしたイタリア的自由カトリシズムとも言えるものが認められたのである。しかしながら、このような自由カトリシズムの希望の火は、やがてピウス九世の「大きな裏切り」によって消え去ることとなり、司教の圧力は司祭たちに及んで、愛国者、自由主義の疑いを持たれた者は遠ざ

けられることになった。かくて、自由カトリシズムに立つ市民の多くは、教会よりはイタリア統一実現のグループに接近して行き、本来の自由カトリシズムへの動きは一八七〇年頃には消滅してしまうのである。

妥協派の立場は、自由カトリシズムとも異なって、教皇への忠誠を維持した上で統一国家を承認して行こうとするもので、司教層にはこの派が多かった。そしてもともと保守的である妥協派は、非カトリックとも協力する意志を持ち、自由主義右派と提携して保守党を結成しようとするのである。この妥協派が大きく浮び上がってくるのは、レオ十三世即位（一八七八年）以後である。しかし、国民的保守主義に立てば、カトリシズムの独立性が失われるとする即位早々のレオ十三世の反対のために、保守党の結成は実らなかったものの、各地の地方選挙では實際上カトリックと自由主義右派との提携が実現し、しかもこの事実をレオ十三世が黙認していたこともあって、それが次第に広がり、保守党は日ごとに成立して行くという有様であった。その中心となったのが、フィレンツェにおいて一八七九年創刊された「国民評論」であった。

カトリックの「議会外における反体制闘争の組織化」運動は、青年の教化を目指す「イタリア・カトリック青年協会」（一八六七年、ポローニア）の提案に基づくカトリック全国大会において成立した「大会事業団」（一八七五年）によって公式に進められることになる。この組織は教区を土台とする教会組織に乗っかっており、一九〇四年に解散されるまで、カトリシズムの中心組織として重要な役割を果たした。この組織の中にも妥協派と非妥協派とが混在し、各地の特殊事情と正統主義との絡まりの中で、民衆に対するそれぞれの教化活動が行われたのである。

なお、ここでイタリアにおけるキリスト教民主主義について附言しておく。これは、一八九〇年代半ば頃から若い司祭や市民の間に現われ、地主や資本家に対抗して民衆を守るための動きの中に示されてくる。なお、レオ十三世も一八九八年にフランス巡礼団に向ってキリスト教民主主義の言葉をを用いているが、その意味は、大体のところ、す

べての社会的・法的・経済的勢力が、完全な階級的発展形態のもとに、その力に依じて共通善のため、窮極的には主として下層階級の利益のために協同する市民秩序と言えるものであった。ところで、右の若い司祭・市民たちの運動が大きく発展するのは、「大会事業団」に対する一八九八年の政府の弾圧に真向から闘うことになって以来のことであった。しかし一方、その頃からキリスト教民主主義グループと「大会事業団」との対立、それに教皇庁の反対が生起し、レオ十三世もまた、キリスト教民主主義はいかなる政治的意味をも持たず、民衆のためになるキリスト教的活動を意味するしたのである。やがて一九〇四年、ピウス十世による「大会事業団」の解散とキリスト教民主主義グループの排除があり、このキリスト教民主主義はカトリシズムの中で完全にその地位を失ってしまうのである。

トラスフォルミスモ *trasformismo* と呼ばれるイタリアの保守主義の再編成は、極左派（急進派を中心とし、共和派および各種社会主義者を含めたもの）に対抗するため、右派と左派とが提携して生じたもので、一八八一年、選挙法を改正した第二次デプレティス内閣がその最初の表現であった。他方、一八九三年の農民叛乱やアナキストのテロ活動によって象徴せられる社会不安の中で、極左派の進出が各地で目立ち、この勢いに乗って、急進派と結合していた社会主義者たちはイタリア労働者党（その後イタリア社会党と改称）を結成して独立した（九四年の党員数一二万）。しかしその一方で、若い産業ブルジョアジーがようやく成長し、かくて、トラスフォルミスモに体现された大地主、金融貴族および右派的工業家を中心とする支配者層の間のバランスにも変化が生じてきたのである。

こうした状況の中で、以前は「黒の脅威」を感じていたトラスフォルミスモの指導者クリスピが、再度首相に就任したときに、カトリシズムへの接近をはかってきた。レオ十三世は紅海岸エリトリアに対する植民政策に好意を示すなど、クリスピの動きに応ずる姿勢を示したが、社会主義に脅やかされながら、しかも「大会事業団」に対する弾圧とカトリックの分裂をはかる政府側と教皇庁との和解の実現は手聞取った。しかし、カトリック側によりやく穏健主

義が出てきてカトリシズムの公式路線となり、しかも一九〇四年の「大会事業団」の解散があったから、この年に行なわれた選挙において、後継ジョリッティ内閣へのカトリシズムの接近がやっと実現することになった。その間の事情を探ってみると、次のようなピウス十世による中間路線の選択があったわけである。すなわち、依然として選挙不参加を原則としながらも、教会の権利が脅やかされる場合には、政治参加は義務とせられること、カトリック市民の運動を教会の厳重な統制下に置いて、カトリックが単なる市民としてではなく、何よりもまずカトリックとして国家体制の中へ入って行くべきであること、また当選して議員となったカトリックは、固有のカトリック政党を結成することなく、「カトリックである議員」として行動すべきであるというものである。

こうして出来上がった選挙連合のもとの最初の選挙（一九〇九年）において、一六名のカトリック議員が誕生し、続く普通選挙制による一九一三年選挙では、政府派候補者のうち二二八名がカトリックの支持を受けて当選、カトリックの当選者は二〇名であった。

しかし、このような選挙連合の成功を見たにもかかわらず、そこに大きな矛盾が介在・進行していたのである。というのは、カトリックが議会を制する日もそう遠くないであろうという確信（ピウス十世）とは裏腹に、急進派、共和派、社会党など、左からジョリッティ内閣を支えているもの間に反教権主義的傾向が強くなったことである。しかもこれら諸派による「人民ブロック」の結成があり、これが一九一三年選挙後の議会において内閣不支持を表明したことによって、ジョリッティ内閣は倒れることになった。そのほか、自由主義ブルジョアジーとカトリック指導者との社会的・経済的利害関係の相互浸透という事情はあったものの、自由主義ブルジョアジーは、カトリックと政治面で権力を分かち合わねばならなくなり、カトリシズム大衆組織の支持を得なければ多数派たりえない、という一つの不安な状態に置かれることになったというようなことである。

(4) オーストリアのキリスト教社会党

ポヘミアの大貴族とチロル地方の保守派を中軸とし、それに司教たちを加えた封建的・教権的グループがあり、これが一つの機関紙「祖国」を刊行していたが、その編集者にフォーゲルザンクという人物がいた。一八八〇年代から動きを見せてきたいくつかの大衆運動グループが相提携して「キリスト者の団結」を結成し（一八八七年）、ウィーン市議会を支配する自由主義勢力と闘おうとしたとき、フォーゲルザンクらはこの「キリスト者の団結」の動きに共鳴し、それとの接触を強めて行った。これがキリスト教社会党成立の発端である。

当初は寄合い世帯的なものにすぎなかったこの集団を党として統一させ、さらにこれを発展させた人物が、ルエーガー（一八四四―一九一〇年）その人であった。彼は始めカトリシズムについて何も知らうとしない不信仰な人物であったが、民衆の粗野な本能に訴え、危険なやり方でも民衆を扇動することを心得ているという、まさに戦術からカトリシズムに接近したという反ユダヤ主義者であった。この党の綱領にしても、カトリック的特殊なものは見当たらず、ごく一般的な諸要求の中で、公務員や教師、あるいは農民や小商工業者、さらに大企業労働者それぞれの地位に即しての社会政策的諸要求が個別的に並べ立てられているだけのものではあった。ところが、かねてより論争のあった資本主義的経済秩序の承認問題、とくに利子と高利貸の問題について、この二つを同一視して禁止する立場（フォーゲルザンクとドミニク）に對立するイエズス会の立場（両者を區別して利子承認）に同調し、これを指導原理の一つに掲げたのが、ルエーガーであった。

かくて、キリスト教社会党は一八九五年のウィーン市議会選挙で躍進し、ルエーガーは副市長となった。そして自由主義グループ選出の市長の辞任に伴って、彼は市長に昇格した。その後、数度の選挙にも同党は勝利を重ね、彼のその死に至るまでその地位にあった（ヒトラーはこのルエーガーと党から反ユダヤ主義を学び取ったと言われている）。

キリスト教社会党の支えは司祭たち下級聖職者層であった。これに対し、高位の司教層は同党に敵対的であつて、政府と協力して教皇庁への弾劾運動さえ行なつたのである。その強調するところは、キリスト教社会党は社会民主主義を推進しようとしており、その言い草とは裏腹に回勅「レールム・ノヴァールム」に違背している、また正当に獲得された財産を無産者の妬みの犠牲に供しようとしている、さらに、政府によつて任命され政府に忠実な司教、また豊かな司教たちと貧しい司祭たちとの対立をかき立てているなどであつた。ところが、教皇庁は、若い司祭たちによつてウィーンの再カトリック化が進展していることに満足していただけに、弾劾の訴えに対する党側の反論をそのまま肯定したのであつた。

しかし、その一方で、キリスト教社会党がウィーン市政を掌握するようになってから、次第に同党のブルジョア化と変質が進行したのである。それは同党が中間層と農民の党となつて行つたことを意味する。しかもこうした過程において、キリスト教社会党は初期の改革的情熱を失ひ、労働者に対する関心をなくして行つた。特定職業層の党となつてはならず、農民に対してと同様に、大都市の人間とインテリ層にも目を向けなければならない(ルエーガー)はずの同党は、一九一一年選挙において大きく敗北し、帝国議会における第一党の地位を社会民主党に奪われた。このことは「ウィーンの党」から出発した同党が「ウィーンの党」ではなくなつたこと、つまりその変質をも如実に示すものであつた。

四 あとがき

さて、長い内容紹介を終るに当たつて、筆者の読後感と若干の私見を付け加えておこう。

読者はヨーロッパの歴史の特色を本書によりまた更めて知らされた思いがするのではなからうか。西ヨーロッパの

歴史は、やはり偉大な歴史的・社会的存在であるカトリック教会というものを、良くも悪くも一つの軸としている。それはビザンツ的東方教会の様態とはすっかり異なったものである。しかしとにかく、こういう歴史というものは、われわれ日本人にはたしかに馴染みが薄いし、理解し難い。それだけに、とくにわが国では、このような著作に対する関心はそれほど抱かれないであろうし、また通俗的な意味で、本書は読んで面白いというような書物の部類には入らないであろう。

さて、厳密に言えば、「カトリックである市民」と「市民であるカトリック」の二つがあるかと考えられる。この二者は単なるニュアンスの差といったものではなくて、そこには微妙な性質上の差異があり、しかもそのことによつて両者の間に対立と矛盾が生ずることになる。ところで、キリストとその教えを信ずる者としてのカトリックと、そしてこのカトリックより成り立ち、カトリシズムを宣べ伝える仕事を受持つ団体としてのカトリック教会がある。したがって、カトリックはカトリック教会を離れてはありえない。それゆえに、カトリックたる者はカトリシズムの掟に基き、かつ教会の指導を仰ぎつつ、通常の道徳的実践を日常生活の上で果たしておればそれでよい、というようなこと以上の問題がそこに潜んでいるのである。このことは今も昔も変わるところはない。

そこで、まず「カトリックである市民」というのは、いわゆる信教の自由にしたがってカトリック信仰を持つ市民のことで、その教徒としての信条にしたがって個人的・社会的日常生活を営み、当然にあれこれの団体や組織活動にも関係する。その中には一般的社会運動あり政治活動ありというわけである。しかも、社会運動・政治活動には必ず倫理がその土台にあるのであるから、その過程において、その人は反倫理的であつたり、また時にはカトリシズムの掟に背くこともありうる。しかし、これはあくまで個人の責任と反省の問題であり、その都度、教会に聴くことによつて、個人的に軌道修正すべきは修正してやっ行ってけばよいことになるわけである。

ところが一方、「市民であるカトリック」は、一市民として当然にもろもろの社会活動・政治活動を行ないうるの
 ではあるが、そこにはおのづからカトリシズムによる制限があることを知って、これに服さなければならぬのであ
 る。これはとくにその組織活動について言えるのである。というのは、それが当初からカトリシズムの社会的実践で
 あるからである。これに対して、「カトリックである市民」の立場から自由に批判し抗論することができるとしても
 そこには明確に限度がある。したがって、この場合、この矛盾の中で「カトリックたる市民」の立場は結局引っ込ん
 でしまわざるをえない形となる。だから、ことに政治活動面で言えば、政治の世界が一面汚ない世界でもあるという
 理由だけではなくて、そこに全く柔軟・自由な行動が要請せられていることからして、「市民であるカトリック」の
 立場は、やはり政治の世界では不向きと言わなければならない。

われわれはこのようなカトリシズムの実態を本書の中で充分に知ることができた。そしてまた、右の二つの立場に
 も民族や国家の特殊性（カトリシズムの特殊具体的環境）が滲み出ていることをも知った。おそらくは個々人の私的個人
 的特殊性もそこに絡まれていることであろうが、これを詳かにすることは容易なことではない。悪い方向で言えば、
 幼時に洗礼を受けてそのまま成長した者、学校教育その他でカトリック教理を学んだにしても、それほど熱を入れる
 ことができなかった者、惰性とお座なりでその日が暮れている不信心者、そのほかいろいろあるであろう。

最後に申し述べておきたいことは、著者のご趣旨やお気持ちに副えなかつたかもしれないということ、もしそうで
 あるなら、幾重にもお詫び申し上げるとともに、本書の続編とでも言うか、第一次大戦以後今日に至るまでのカトリ
 シズムの動向を、できるだけ早くおまとめ下さるよう切望する次第である。

※近代社会の基本的原則を一〇章八〇項目にまとめ、いずれも誤謬として斥けたもの。